茨城県立図書館ギャラリー使用に関しての連絡事項

1 利用者の範囲

- (1) 茨城県における生涯学習活動の成果を発表しようとする利用者(団体)
- (2) 茨城県において芸術を業とする者及び特色あるテーマとともに作品を発表しようとする者(個人)
- (3) 茨城県民の生涯学習、芸術及び文化の発展に寄与すると認められる利用者(団体)

2 展示できる作品

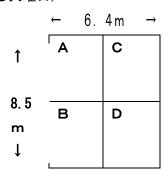
平面または立体で、展示可能なもの。危険物、腐敗物、異臭を発生するものなどは展示できません。

3 利用できる期間

原則1週間。最長2週間(展示準備及び撤収を含む。原則、火曜日から火曜日)

4 貸し出エリア

- (1) ギャラリーを右図A~Dのエリアに分けます。展示の内容 を考慮しながら、ACやAB、ABCなどエリアを選択し てご利用ください。
- (2) 展示の内容によっては、全面利用もできます。



5 使用できる展示用具等

- (1) 展示パネル用フック
- (2) ワイヤーフック
- (3) テーブル
- (4) イーゼル(あいさつ文掲示用) 1台
- (5) 展示パネル(縦1.2m×横1.8m) 10枚程度

6 作品の搬入,搬出

(1)搬入、展示

原則として利用初日の火曜日13時以降に搬入、展示をしてください。

(2) 撤去,搬出

原則として利用最終日の火曜日開館から正午までの間に撤去、搬出をしてください。撤去後、次回展示者の会場設営(可動パネル等設置)に協力をいただきます。撤去・搬出、次回展示者の会場設営を含め、正午までに終了し退館いただきますようお願いします。(撤去の開始時間は相談に応じます)

7 その他

- (1) ギャラリー使用料はかかりません。
- (2) 利用者はギャラリー入場料を徴することはできません。
- (3) 利用者のギャラリー内で寄付金の募集および物品等の販売並びにサービス提供はできません。
- (4) PRのための一般的なチラシを設置したい場合は、利用者にて用意してください。
- (5) ギャラリー展示は県立図書館との共催事業となります。
- (6) 展示期間中の作品等の紛失、破損等について、図書館は責任を負いません。展示者(団体)において管理をお願いします。